

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 氏 名     | 近 藤 潤 三                        |
| 学位の種類   | 博士 (法 学)                       |
| 学位記番号   | 論法博第 149 号                     |
| 学位授与の日付 | 平成 16 年 3 月 23 日               |
| 学位授与の要件 | 学位規則第 4 条第 2 項該当               |
| 学位論文題目  | 統一ドイツの外国人問題<br>—— 外来民問題の文脈で —— |

論文調査委員 (主 査) 教授 木 村 雅 昭 教授 大 嶽 秀 夫 教授 初 宿 正 典

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、統一後のドイツにおける外国人問題を外来民という視点から分析し、「ドイツ人」の構成の多様性とそこに映し出されたドイツ近現代史の特徴を考察することにより、ドイツ現代政治の基本的枠組みの一つを明確化することを目的とするものである。

歴史的に見て、ドイツは統一国家としての年齢が浅いだけでなく、領土を画す国境も大きな変更を重ね、これに伴い、自発的か強制的かを別にして大規模な移動が度々発生した。かつて「東方への衝動」が強力なエネルギーを得たことや、今日のドイツで父祖の地がドイツ国外にあるドイツ人が少なくないのはそのためである。また戦後の西ドイツは、高度成長の過程で大量の外国人を導入し、これを起点にして現在では人口の 1 割近い外国人が居住するようになっており、そのために、ドイツは移民受入れ国か否か、あるいはそうなるべきかが国論を二分する重大な争点になっている。ドイツ現代史・現代政治を考察するうえでは、ドイツが人の移動の波に洗われてきた歴史を視野に入れる必要がある。

第 1 章は、近代ドイツにおける人の移動を概観すると同時に、戦後ドイツを中心に複雑な人の流れを整理することによって、研究全体の見取り図を描き、各章の主題の位置付けを行っている。近代史における要点の一つは、19 世紀までは移民送り出し国だったドイツが、経済発展を遂げた 20 世紀には移民を導入する国に転換したこと、もう一つは、非公式の移民受入れ国になった戦後ドイツには、労働力導入の点でそれまでとの連続性があることである。これを踏まえた戦後ドイツ史については 3 つの段階を区分している。敗戦から 1960 年頃までの第 1 段階の主役は、避難民・追放者とユーバージードラーであって、これはドイツの領土の縮小、東欧からの追放と東西ドイツの分断の下での移動である。第 2 段階の中心は外国人労働者である。外国人労働者の導入はベルリンの壁の建設を契機に本格化するが、外国人労働者が定住し、外国人家族が移民に変貌するこの段階をさらに 3 つの時期に分けて考察している。第 1 期は外国人労働者の募集と受け入れ、第 2 期は家族呼び寄せ、第 3 期は請負契約労働者などの特殊な形態の外国人労働者が中心である。続く第 3 段階では庇護申請者とアオスジードラーが主体になる。両者とも外国人労働者とは異質な集団であり、その流入が外国人問題を先鋭化させたが、本来これらは外国人として一括できない。特にアオスジードラーはドイツ移民の子孫であり、ヒトラーの侵略戦争の犠牲者だから、その受け入れを理解するには歴史的背景の検討が不可欠になる。

第 1 章でドイツを巡る複雑な人の流れについて、現代史の観点からこのような見取り図を示した後、第 2 章以下では個別テーマの検討を行っている。

第 2 章と第 3 章では、現在のドイツに定住している外国人労働者とその家族の生活実態に焦点を絞り、滞在期間、職業、所得、居住、ドイツ人との交流、ドイツへの経済的貢献度などを検討している。これにより、導入から 30 年以上経って定住化していても、彼らの職業地位が第 2 世代も含めて低く、失業率が高いこと、特定地域に密集して居住し、かつ住宅の質が劣ること、ドイツ人との交流も深まっていないことなどを明らかにしている。これを踏まえ、彼らがドイツ経済に貢献し、その不可欠な歯車であるにもかかわらず、定住化した現在でもマージナルな集団であることを指摘している。

第4章は、このような現実を、最大集団であり問題が集約的に現れているトルコ人青少年に即して検討している。トルコ人青少年の場合、将来もドイツにとどまる意思がある一方、学歴・就業の面で同世代のドイツ人とは歴然とした格差があり、多くは社会的上昇を期待できないこと、またトルコ人の凝集度が高く、ドイツ社会の生活様式や価値観に批判的な傾向が強いこと、さらにトルコ人としての自己意識がイスラム文化という意味でのイスラム教への帰依と重なっていることなどを検証し、トルコ人青少年の間にイスラムを政治的に利用する集団が勢力を伸ばしているのはその結果であるとしている。しかし外国人の社会的統合が困難さを増しているとしても、ドイツでの「文明の衝突」の危険性を警告し、あるいは統合が破綻したと断定する議論は誇張であることも実証している。

第5章では政治的混乱を引き起こした庇護申請者が主題である。ドイツで庇護権が法的に認められた事情、庇護手続きの概略、庇護申請者の実態を検討し、基本法改正後の庇護制度の概要、法改正による受け入れ制限の後に増加した不法移民との関連などを明らかにしている。また外国人入国に厳しい制限が課された結果として、庇護を名目にした経済難民を引き寄せたことから、庇護制度が受け入れ政策の代用になり、機能不全が生じたことを解明している。

以上の議論を踏まえ、続く各章では外国人以外の集団に目を向け、歴史的背景に視野を広げて考察している。

第6章で論じるアオスジードラーは、わが国では比較的知られていないので、ロシア・ドイツ人を中心に歴史的観点からその概略を説明している。18世紀に大規模にロシアに移住したドイツ人移民は社会的上層を形成したものの、スラブ主義の台頭に伴いロシア帝国末期からは抑圧の対象になった。彼らはスターリン時代、特に独ソ戦の時期に無権利状態に陥り、シベリアなどに強制移住させられたばかりか、戦後も権利を回復できず、困難な条件下で自治共和国の再建などを主張した。前半でのこのような概観を踏まえ、後半ではまず戦後に政府がとった政策の変化を追跡し、戦後処理の一環として西ドイツが彼らを受け入れる政策を進めたが、冷戦下では反共政策に利用したこと、冷戦終結に伴い大量流入が始まると社会に混乱を招く危険を理由に受け入れを制限したことなどを論じている。これに続き、ドイツでの生活実態を検討し、法的には国籍を与えられて優遇されているにもかかわらず社会に溶け込めず、外国人労働者家族と同様のマージナルな集団になっていること、特に青少年で問題が噴出していることを明らかにし、ドイツ社会の「豊かさのショーヴィニズム」の前でドイツ系の外来民もはじきだされていることを指摘している。

第7章は、東西ドイツの分断下で東ドイツから西ドイツに移住した人々の総称であるユーバージードラーの検討にあてられている。彼らの巨大な流れがベルリンの壁の建設でせき止められた結果、東ドイツはかろうじて国家として存立しうることとなったが、ベレストロイカに触発されて再度移住の波が高まると持ちこたえられなくなり、壁の崩壊は東ドイツの崩壊に直結した。その意味でユーバージードラーの役割は大きく、この観点から東ドイツ史の展開に即してその動向と移住の動機、年齢層、階層構成などを分析している。しかし抑圧の犠牲者ないし抵抗者と見做してそれまで歓迎していたものの、ドイツ統一を境として移住の動機が経済的なものへと傾斜していくのに伴って、「西ドイツ」が受け入れに消極的となり、東からの移住者を負担と感じ、豊かさを分かち合うのを拒む傾向が高まった結果、アオスジードラーの場合と同じく、ユーバージードラーも二級以下の外来民へと転落していくこととなった。これは「豊かさのショーヴィニズム」がここでも発揮された結果であり、それが今日東西ドイツの心の壁につながっていると指摘しつつ、研究の結びとしている。

## 論文審査の結果の要旨

ドイツにおける外国人問題については、東西ドイツの統一後、にわかに高まった外国人排斥運動がジャーナリズムの関心をひき、広く世界に報道されたものの、その実態は必ずしも明らかにされたとは言い難い。こうした状況を踏まえて西ドイツ、さらに統一ドイツにおける外国人の実態を、社会経済的レベルで詳細に描き出す一方、外国人問題に対する当局の対応を精細に検討し、それを通してドイツ近現代政治の基本的な枠組みを明らかにしようとしたのが本論文である。

本論文の成果として特筆すべきはその精緻な実証性である。すなわち外国人労働者、庇護申請者、アオスジードラー、ユーバージードラーのいずれのカテゴリーにおいても、職業構成、所得、居住形態、就学状況等が、政府機関や民間の調査機関による膨大な調査データを基礎に、ドイツ国内の研究者、ジャーナリストの見解も加味しつつ、詳細に実証されている。またそうした状況に対する当局の施策もきめこまかく検討されており、その成果は外国人問題に対するドイツ当局の施策についての実証的研究にとどまらず、外国人問題に直面しつつある他の先進諸国に対しても豊富な示唆を提供するものである。

とくにアオスジードラー、ユーバージードラーに対して、当初、好意的な評価を下し、彼らの受け入れとドイツ社会への同化とに積極的な姿勢を示していた当局が、それに伴う財政負担に直面して次第に消極的となっていたこと、またドイツ社会も彼らの大量流入によってもたらされる失業の増加、労働賃金の低下の危険を実感して次第に消極的になっていったことは、外国人受け入れに関する問題の困難さを余すところなく示すものである。特に市民権を付与するにあたって、ドイツがこれまで血統主義の原則に立っていたこと、さらにアオスジードラー、ユーバージードラーが、それぞれ第二次世界大戦とソ連共産主義、国家としての正統性に疑義をつきつけてきた東ドイツの共産主義の犠牲者として受け取られてきたことを念頭におくとき、彼らに対する態度の変化には外国人問題の深刻さが端的に現れているであろう。

このように本論文はドイツにおける外国人問題を、そこに含まれる基本的な問題を念頭におきつつ実証的に論じたものであるが、本論文に問題がないわけではない。著者は同化を促進するものとして学校教育の重要性を強調し、学校教育を介してのより良き職業への就職を同化の道筋と捉えているが、しかし上級職への彼らの進出は、そこから排除されたドイツ人の嫉妬を生み出すこととなるがゆえに、そこには緊張を生み出す契機が秘められている。じじつナショナリズム、エスノ・ナショナリズムにこうした屈折した心理が秘められていることは、世界各地で頻発する同じような問題を扱った先行研究が示している。また著者は、言語や生活習慣のレベルにおける差異の解消がドイツ社会への同化を示すものとして強調しているが、同化が達成されればされるほど、わずかな差異が新たな紛争の種となる契機を秘めていることも、昨今のエスノ・ナショナリズムが多くの特例を提供しているであろう。

こうした側面は著者がトルコ人をめぐる状況を検討した際、念頭におかれてはいるものの、必ずしも掘り下げて検討されているわけではない。こうした難点は著者が文化的側面よりも、問題の社会経済的側面に焦点をあわせて分析したことによるものである。しかし他面ではこうした視角は、就学状況や職業構成、失業率、所得、居住形態等、数量化可能なデータに依拠して論を展開せんとする著者の研究の手堅さを表すものであり、必ずしも本論文の価値を下げるものではない。そればかりか著者は外国人問題を手がかりとして、ドイツ社会と歴史に数々の興味深い知見を提供している。たとえばアオスジードラーやユーバージードラーに対して否定的な評価へと転換していった背景に、「豊かさのショーヴィニズム」を見て取る著者の見解は、ドイツ人の生活意識の変貌を象徴的に示すものであるだけでなく、他の先進諸国にも通じる示唆的な指摘である。またドイツ史を通観し、19世紀までのドイツが移民輸出国であったことを数々の事例を提示しつつ明らかにし、そこに「東方への衝動」を秘めた近代ドイツの国家的体質の基盤を見出したことは、ドイツ史に精通する著者ならではの卓見である。また従来必ずしも解明されてこなかったロシアにおけるドイツ移民の実態を明らかにし、さらには第二次大戦以降に彼らがドイツへの帰還に際して遭遇した過酷な運命、さらにポーランド・ドイツ人、ズデーテン・ドイツ人の同様な運命に対して詳細な検討を加えたことも、近現代ドイツ史に貴重な知見を加えるものといえよう。

いずれにせよ本論文はドイツにおける外国人ないし外来者に関する、我が国ではじめての本格的かつ詳細な研究であり、さらに外国人問題を通して近現代ドイツの歴史的、政治社会的特質を鋭く抉り出したきわめてすぐれた研究である。また本論文で展開された議論は、グローバル化の進展と共に外国人問題に直面しつつある、我が国を含めて他の先進諸国にも数々の貴重な視座を提供しており、この意味ですぐれて今日的意義を有する研究である。

以上の点に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を付与するにふさわしいものである。なお調査委員三名が平成15年12月18日に、本論文と関連学術に関する試問をおこなった結果、合格と認めた。